

ものが船主組合である（尤も右解船中約二百艘は運送業者
 専屬一商船、山九、上組、村本組等所屬一の解船にして右組
 合に加入せず。亦一部船主にして船頭たるものあり）
 所謂雜貨解船は港内に停泊する汽船と陸間との貨物運送に従
 事するものにして、この解船運送の取扱ひを業とする者を俗
 に解屋と稱す同漕店で海運業中専ら小運送に當る者であつて
 其の同業者に依りて組織せられたのが即ち關門船船運送業組
 合である。然しながら此の組合員中には解船主にして加入せ
 る者あり、且つ門司海運業組合員（右關門船船運送業組合員に
 比し海運業者の大手筋とも稱すべき者の組合であつて海運業
 の實質から見れば大体に於て關門船船運送業組合員は門司海
 運業者組合員の下請をなす者である）即ち大手筋海運業者に
 して加入せる者ありてもとより業者の程度に高低あるは言を

俟たず。

次に運送業者と船主並に船頭との各々の關係を見るに、先づ
 何れの解船も大体に於て運送業に夫々所屬してゐるが、初
 め船主が運送業者に解船を提供するに當りては既に船頭を有
 する場合あり或は亦船のみの提供を受けて船頭は運送業者が
 自己の欲する者に乗込ましむる場合もありて一様ならず。

かくて運送業者は大手筋海運業者の下請け或は直接荷主との
 關係に於て運賃を取得し、現在其の運賃の一割を解船取扱の
 の口錢として自己の收入となし殘額を船主並に船頭の折半と
 なしつゝありと謂ふ。而して右下請けに依り又は荷主より得
 る運賃は大体協定賃率あれども雜貨の取扱品目甚だ多種多様
 にして且つは景氣に依り季節に依り協定賃率必らずしも勵行
 せられず。されど極めて大略の觀察に依れば雜貨解船運送料